

## 令和4年度消費者庁政策評価実施計画

令和5年3月28日  
消費者庁長官決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、令和4年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁における政策評価に関する基本計画(平成30年3月12日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

(ア) 政策評価体系に基づき対象とする政策は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(イ) 法第9条の規定に基づき事前評価を行った規制に係る政策の事後評価については、原則として当該規制の見直し時期が前記1の計画期間中に到来するものを対象としつつ所管課等と協議の上で決定し、事業評価方式により評価を行う。

(2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)は該当がない。

### 3 その他

前記1の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は令和6年度の予算要求、機構・定員要求等において活用することとし、特に政策評価が予算の無駄の削減に資するように努める。

## 令和4年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	令和4年度施策名	担当課	消費者基本計画工程表（令和4年6月15日消費者政策会議決定） における施策番号
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	I(2)①イ、I(2)①エ、I(2)②ス、I(2)⑥イ、I(2)⑨エ、I(3)④、I(3)⑨、I(4)⑧、Ⅲ(1)①、Ⅲ(1)②、Ⅲ(1)⑪、Ⅲ(2)③ア、Ⅲ(2)③ウ、Ⅲ(2)③エ、Ⅳ(2)①、Ⅴ(1)①、Ⅴ(2)①、Ⅴ(2)⑥、Ⅴ(3)⑥
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	I(2)①ウ、I(4)①
		(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育推進課	I(3)①、Ⅱ(1)①、Ⅱ(1)②、Ⅱ(3)①、Ⅲ(1)②、Ⅲ(2)③ア、Ⅳ(1)①、Ⅳ(1)②、Ⅳ(1)③、Ⅳ(1)④、Ⅳ(1)⑥、Ⅳ(1)⑦、Ⅳ(1)⑧
		(4) 地方消費者行政の推進	地方協力課	I(3)③、I(3)⑧、Ⅲ(1)③、Ⅲ(3)②、Ⅴ(1)②、Ⅴ(3)①、Ⅴ(3)②、Ⅴ(3)③、Ⅴ(3)④、Ⅴ(3)⑤、Ⅴ(3)⑦
		(5) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	I(1)①エ、I(1)②ア、I(1)②イ、I(1)②ウ、I(1)③ア、I(1)③エ、I(1)④ア、I(1)④エ、I(1)④オ、I(4)②
		(6) 消費者取引対策の推進	取引対策課	I(1)①カ、I(2)①ア、I(2)⑥コ、I(2)⑨ア、Ⅲ(1)⑤、Ⅲ(1)⑨
		(7) 消費者表示対策の推進	表示対策課	I(2)③ア、I(2)④ア、Ⅱ(4)②、Ⅱ(4)③
		(8) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	I(2)⑤ア、I(2)⑤イ、I(2)⑤ウ
		(9) 消費者政策の推進に関する調査研究・国際連携	参事官（調査研究・国際担当）	I(1)②ア、Ⅲ(3)③、Ⅲ(3)④、Ⅲ(3)⑤、Ⅴ(1)③、Ⅴ(2)②、Ⅴ(2)③
		(10) 事業者との協働に関する企画・立案・推進	参事官（公益通報・協働担当）	I(2)⑧イ、Ⅱ(3)②、Ⅱ(4)①